

現行酪肉近策定後の 情勢の変化と対応状況について

令和元年9月
農林水産省生産局畜産部

現行酪肉近策定後の情勢の変化(農業構造の変化(酪農))

【戸数】北海道では、H22～31年の間で23%減。減少割合は小規模層や中規模層で大きく、100頭以上層は110戸(+8%)増。

都府県では、H22～31年の間で37%減。減少割合は小規模層や中規模層で大きく、100頭以上層は32戸(+5%)増。

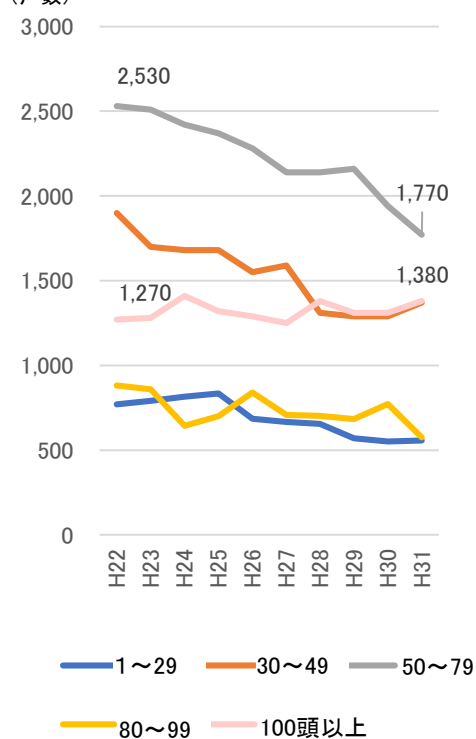
【頭数】北海道では、H22～31年の間で4%減。100頭以上層は約7万頭(+33%)増。100頭未満層は9万頭減少したが5割弱のシェア。

都府県では、H22～31年の間で21%減。100頭以上層は約2万頭(+20%)増。100頭未満層は13万頭減少したが6割強のシェア。

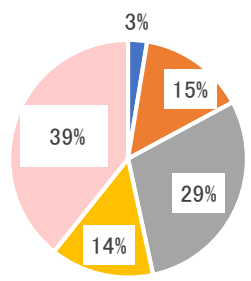
- ☑ 北海道、都府県ともに、戸数の減少に比べ頭数の減少は緩やか。
- ☑ 100頭以上層では、戸数の増加以上に頭数が増加しており、規模拡大した大規模層が生産基盤の維持に貢献。
- ☑ 一方で、現状でも中小規模層の頭数シェアは相当程度あり、特に都府県では中小規模層が生産基盤を支えている状況。

【北海道】

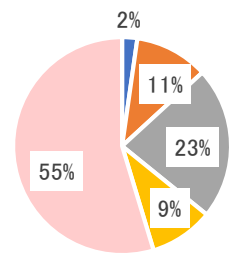
(戸数) 乳用牛成畜規模別戸数の推移



乳用牛成畜規模別頭数の割合 (H22: 522,580頭)



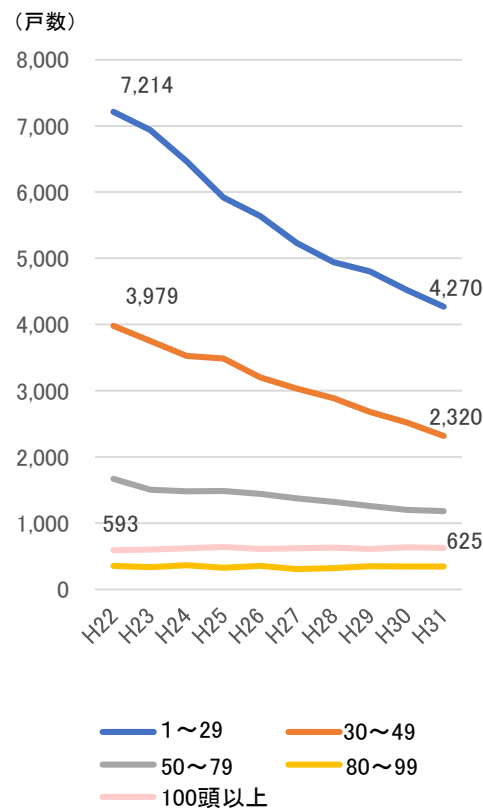
(H31: 500,100頭 (-4%))



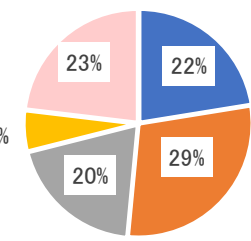
■ 1~29 ■ 30~49 ■ 50~79 ■ 80~99 ■ 100頭以上

【都府県】

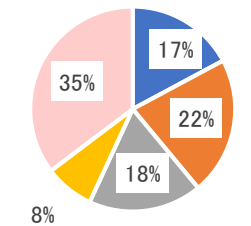
乳用牛成畜規模別戸数の推移



乳用牛成畜規模別頭数の割合 (H22: 499,020頭)



(H31: 393,100頭 (-21%))



■ 1~29 ■ 30~49 ■ 50~79 ■ 80~99 ■ 100頭以上

現行酪肉近策定後の情勢の変化(農業構造の変化(肉用牛))

(1) 繁殖

【戸数】H22～31年の間で37%減。減少割合は小規模層で大きく、50頭以上層は610戸(+37%)増。

【頭数】H22～31年の間で8%減。50頭以上層は37%(H22:25%)、20頭以上層は66%(H22:53%)を占め、シェアが拡大。

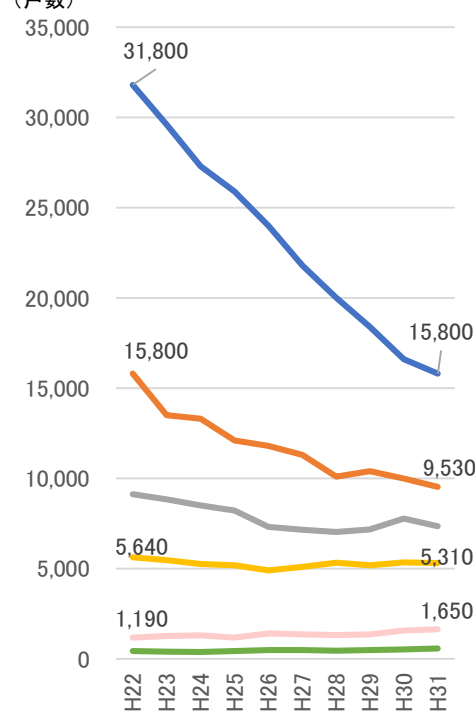
(2) 肥育

【戸数】H22～31年の間で36%減。

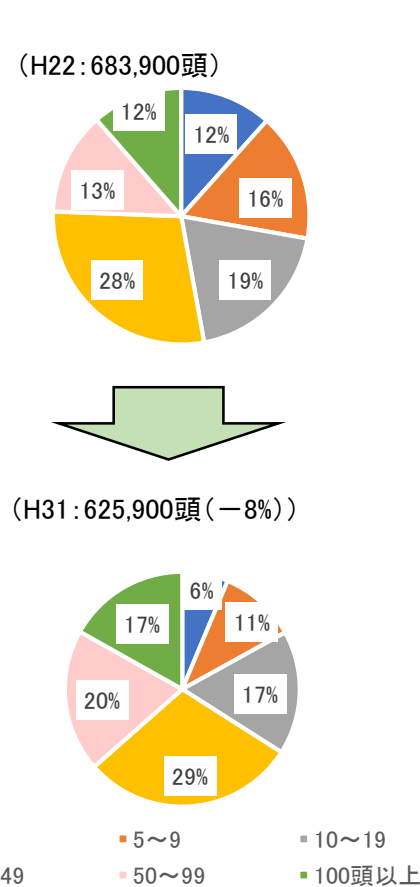
【頭数】H22～31年の間で11%減。肉用種は増加に転じている一方で、ホルスタイン種の減少が顕著。

1 繁殖

繁殖雌牛頭数規模別戸数

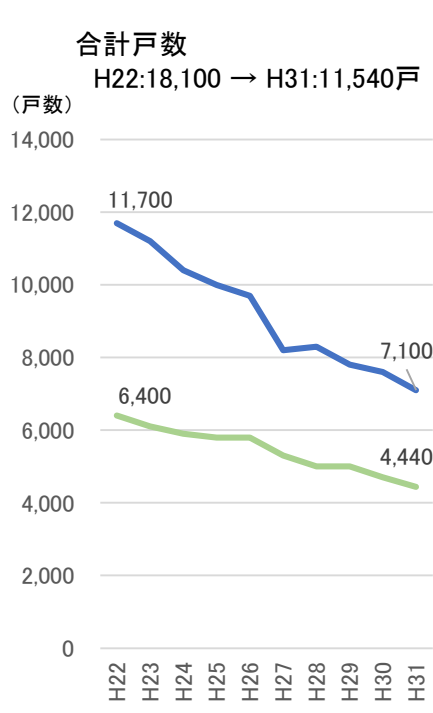


繁殖雌牛頭数規模別頭数



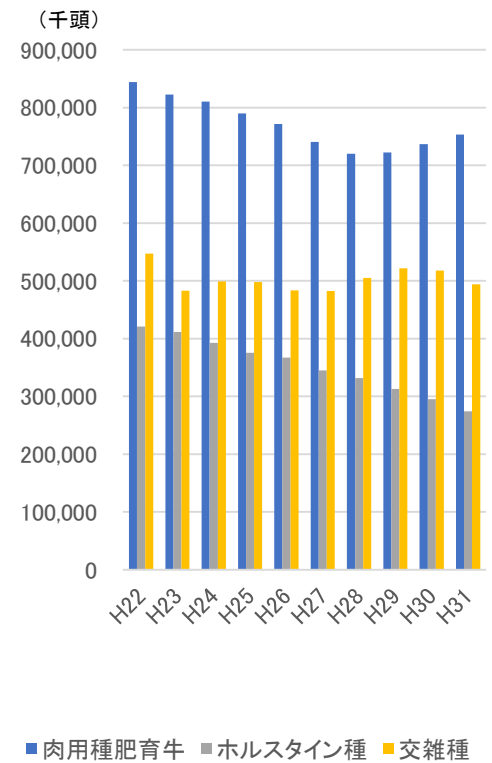
2 肥育

肥育農家戸数



肥育牛頭数

合計頭数
H22:1,718 → H31:1,522千頭



現行酪肉近策定後の情勢の変化(離農・新規就農)

- ☑ 新規就農者数は、経営離脱者数の3割程度に留まり、新規就農者のうち新規参入者(自ら経営を開始)は2割程度。
- ☑ 経営離脱の要因は、すべての畜種において「高齢化・後継者問題」が最多。
- ☑ これまでの取組を見ると、新規就農や経営継承には複数のパターンが存在。

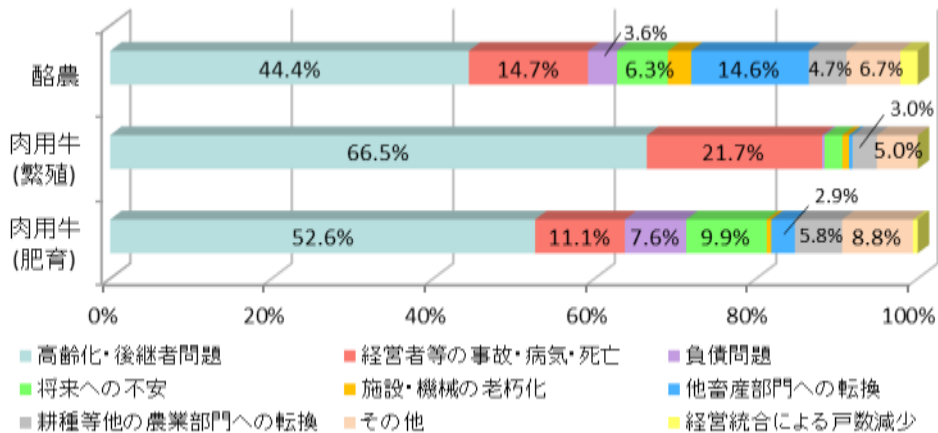
1 経営離脱・新規就農の状況

(農林水産省調べ)
(単位:人)

			H27	H28	H29
酪農	全国	離脱者数	661	584	556
		新規就農者数 (うち新規参入者)	197 (23)	207 (37)	158 (27)
	うち北海道	離脱者数	200	185	163
		新規就農者数 (うち新規参入者)	110 (16)	131 (30)	86 (22)
肉用牛	全国	離脱者数	1,925	1,626	1,498
		新規就農者数 (うち新規参入者)	229 (38)	289 (63)	334 (74)
	うち九州・沖縄	離脱者数	1,141	907	845
		新規就農者数 (うち新規参入者)	128 (18)	159 (33)	201 (49)

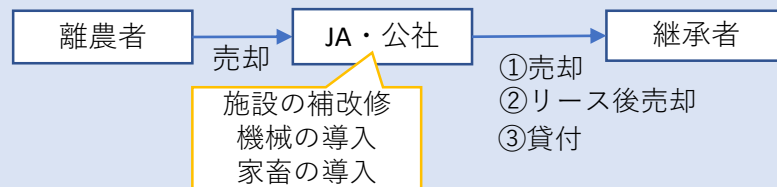
※「新規就農者」:今後の経営の担い手となる者として「新規参入者」に加え、①親元にて就農した者、②法人の役員となった者(従業員として雇用された者は含まない)
「新規参入者」:①非農家から参入した者、②農家子弟が独立し経営を開始した者

2 経営離脱要因

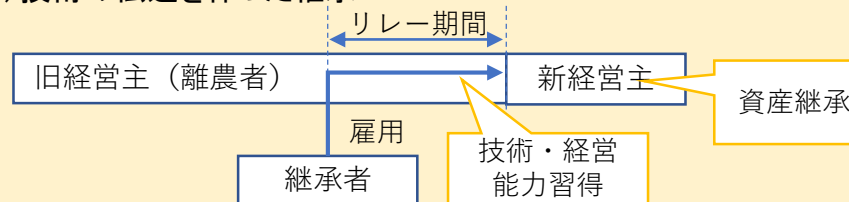


3 新規就農・経営継承のパターン例

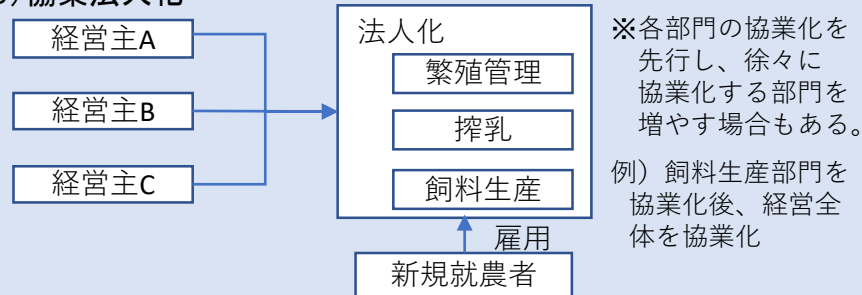
(1) 離農農場のJA等を介した継承



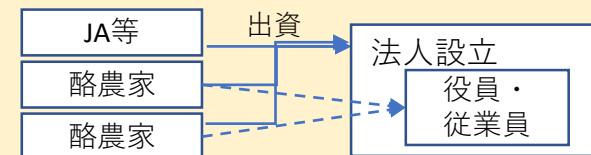
(2) 技術の伝達を伴った継承



(3) 協業法人化



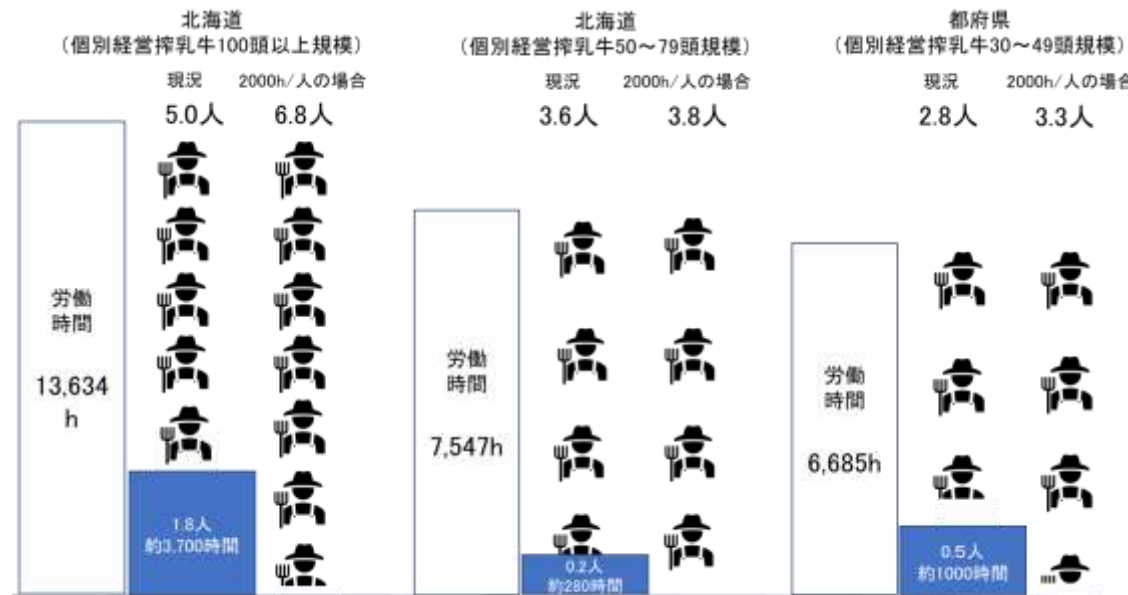
(4) JA等出資型法人



現行酪肉近策定後の情勢の変化(労働力・雇用)

- ☑ 現状では、酪農の労働時間は2000時間超。2000時間を実現するためには、更なる雇用若しくは労働時間の削減が必要。
- ☑ 酪農の労働時間のうち、搾乳と飼料の調製・給与等の飼養管理で7割弱を占め、搾乳と飼養管理の労働負担軽減が重要な課題。

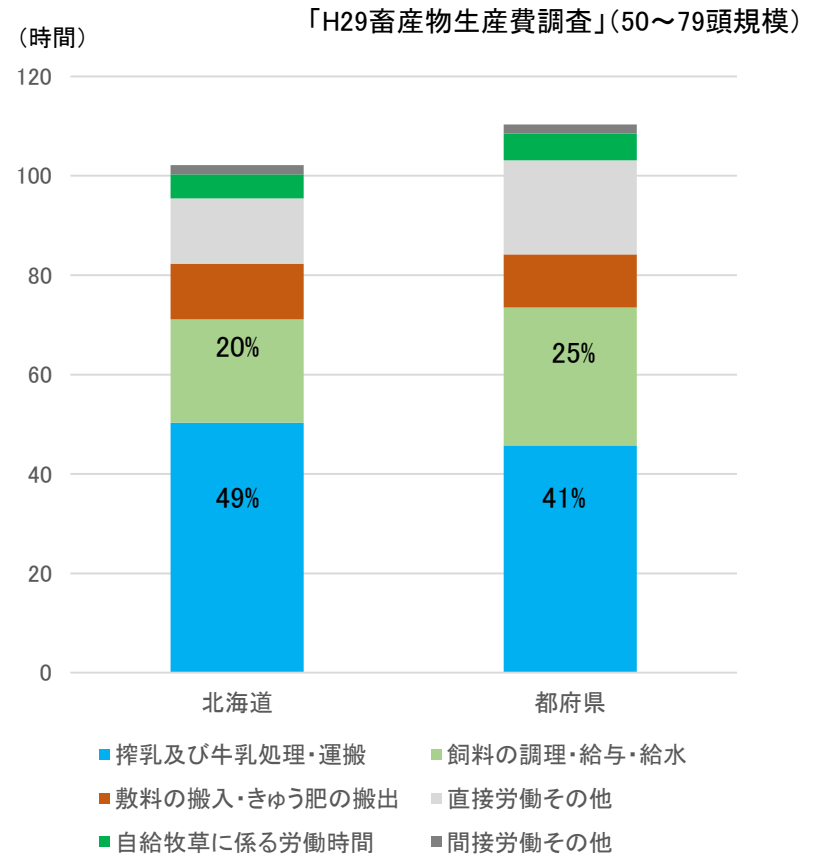
1 1従事者当たり労働時間2000時間を達成するために必要となる雇用又は労働時間削減(家族経営をイメージした試算)



※ 「H29営農類型別経営統計」「2015農林業センサス」より試算。
 ※ 臨時雇いの労働時間を常雇いの半分として試算。

(参考) 労働時間2000時間とは、1日8時間、定休月8日、年休取得19日
 ・ 365日 - 8日 × 12か月 - 13日 = 250日
 ・ 250日 × 8時間 = 2000時間

2 作業内容別労働時間(搾乳牛1頭当たり)

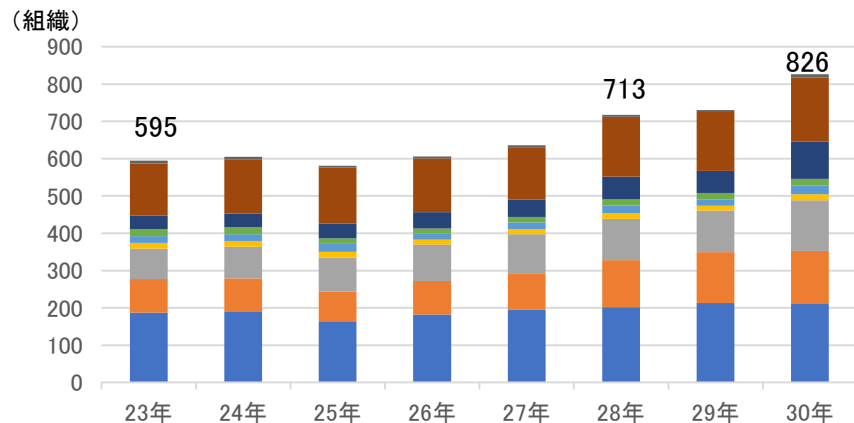


現行酪肉近策定後の情勢の変化(外部支援組織)

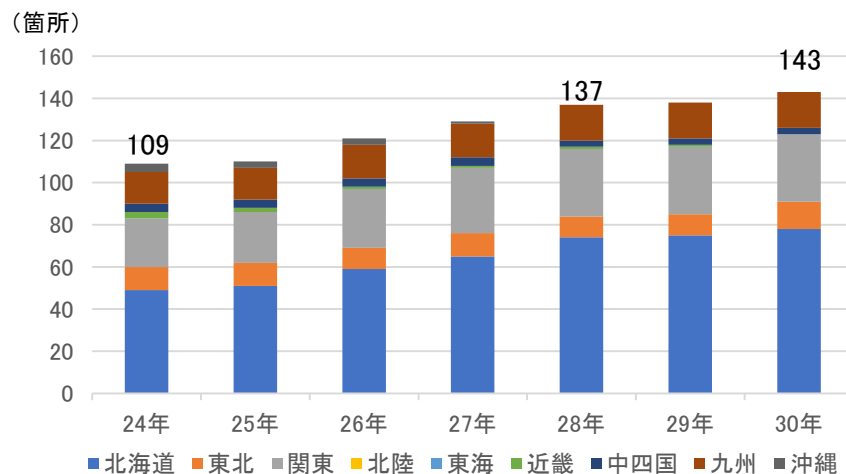
- ☑ コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション(CS)・キャトルブリーディングステーション(CBS)は、着実に増加。
一方で、コントラクター等の外部支援組織についても労働力不足が課題。
- ☑ 酪農ヘルパー利用組合は、酪農家戸数の減少に伴い、組織の統合等が進み減少傾向。ヘルパー要員数は減少傾向で推移。

1 飼料生産関係

(1) コントラクター数の推移

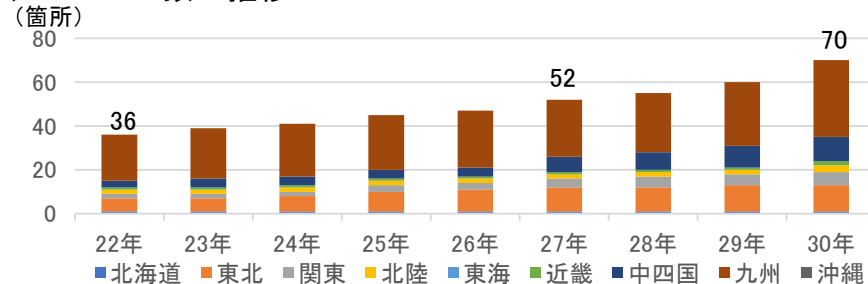


(2) TMRセンター数の推移



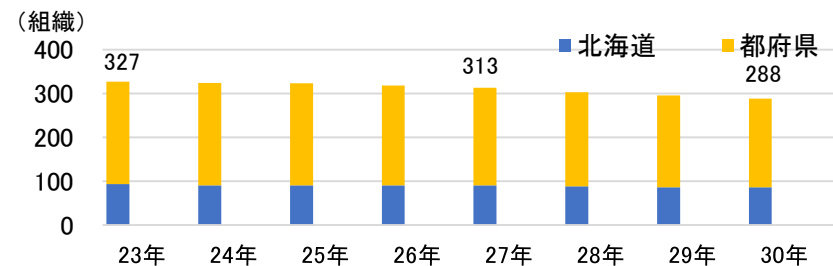
2 飼養管理関係

(1) CS・CBS数の推移

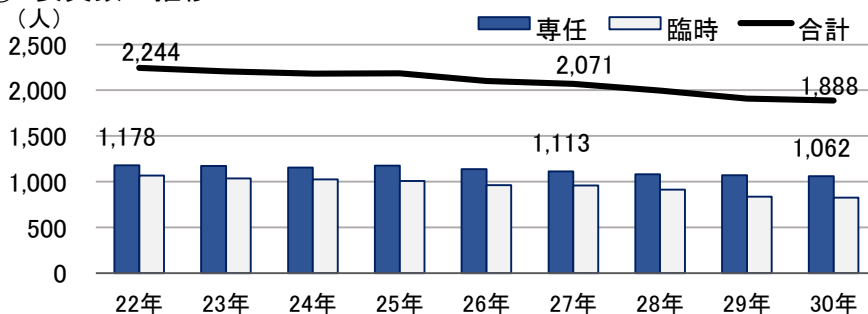


(2) 酪農ヘルパー

① 利用組合数の推移



② 要員数の推移



現行酪肉近策定後の情勢の変化(生産体系の変化(スマート畜産))

- ☑ 労働負担の軽減や労働生産性の向上を図るため、搾乳ロボットや哺乳ロボット等の省力化機械の導入が増加。
- ☑ 省力化・生産性向上につながる機械装置で得られるデータ等をビッグデータ化し、データに基づく経営改善を実現するための体制構築を推進。
- ☑ 農林水産省では、農業現場への新技術の実装を加速化し、農業経営の改善を実現することを目的として「農業新技術の現場実装推進プログラム」を策定。

1 省力化機械の導入とビッグデータの活用

主な省力化機械とその導入効果例

搾乳ロボット



(効果例)
1日当たりの搾乳時間
が30%強削減

発情発見装置



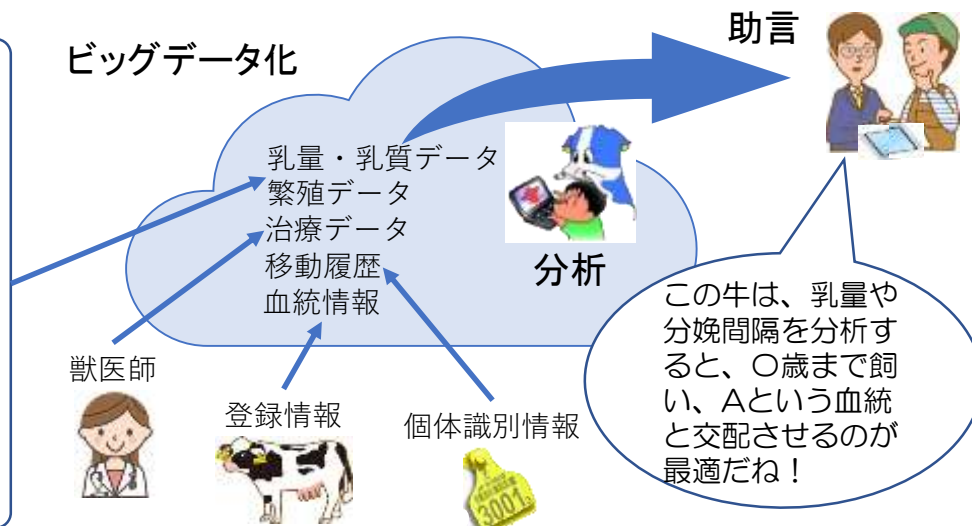
(効果例)
分娩間隔が419日に
短縮(平均432日)

分娩監視装置



(効果例)
分娩事故率が2.2%
から0.3%に減少

ビッグデータ化



2 農業新技術実装プログラム

酪農家族経営の例

新技術導入後の経営モデル

形態	家族経営(1~2名)
飼養頭数	経産牛40頭



コンセプト

後継者不足による農家戸数や生産量の維持が困難な、土地条件の制約が大きい地域(都府県)において、
 ① 搾乳ユニット自動搬送装置等による省力化
 ② コントラクター(飼料生産)やヘルパーなどの外部支援組織の活用等を図り、家族経営の持続化・安定化を実現する。

搾乳ユニット自動搬送装置等の導入・活用により、搾乳・飼養管理等に関する**作業時間を約40%削減し、従事者数を削減**しても、1人あたりの**労働時間を約15%削減可能**。
 飼料生産データ等に基づく最適なTMR(混合飼料)設計・給与等により**飼料効率を約5%向上**。

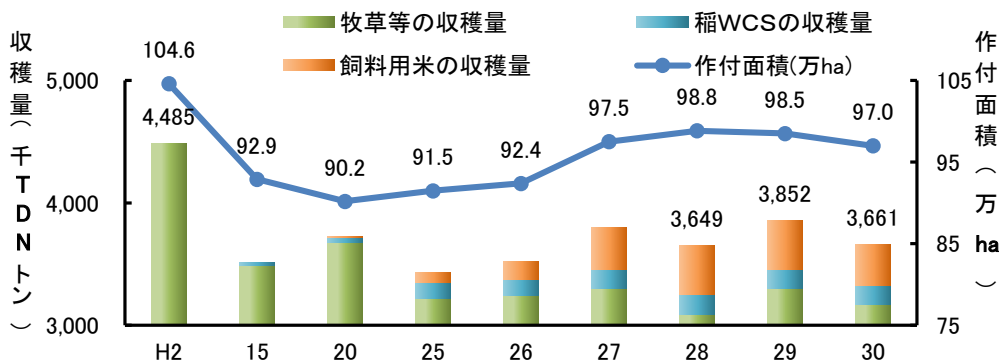
※ 実装プログラムでは、この他、大規模酪農、繁殖肥育一貫、コントラクターのモデルを提示。

現行酪肉近策定後の情勢の変化（飼料）

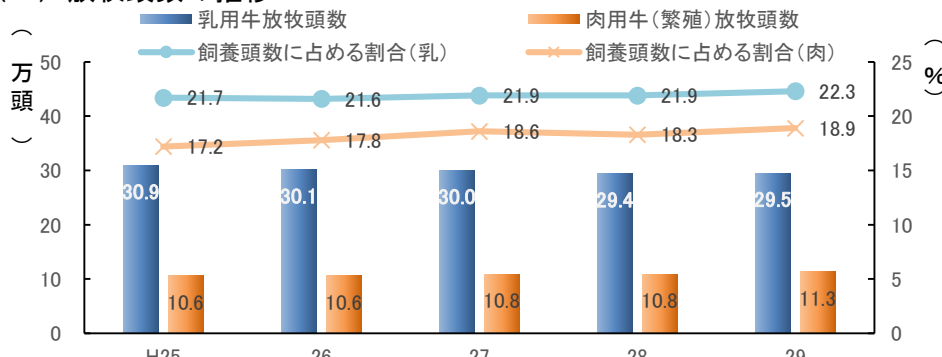
- ☑ 飼料作物作付面積は平成27年以降98万ha前後で推移。稲WCSの生産は定着しつつあり、最近は、子実用とうもろこし生産の取組もみられる。頻発する自然災害の影響により年毎の収穫量は不安定。飼養頭数の減少に伴い、放牧の利用頭数は減少から横ばい傾向で推移しているものの、利用割合は増加傾向。エコフィードの利用量は着実に増加。
- ☑ 配合飼料価格は平成24年10月以降、6万円/トンを超える価格で推移しており近年高止まり。一方、配合飼料価格の引下げの取組も実施。

1 国産飼料の生産動向

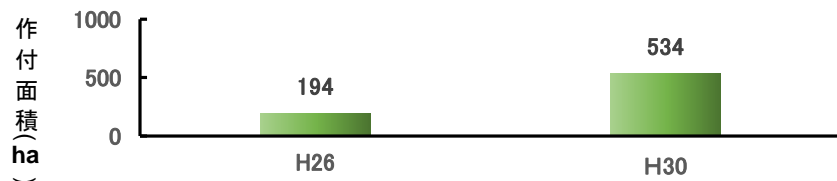
(1) 全国の飼料作物作付面積及び収穫量の推移



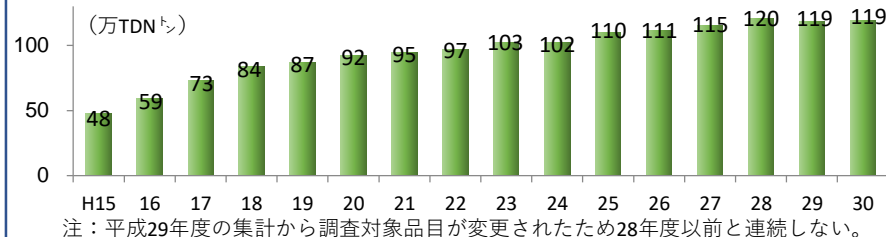
(2) 放牧頭数の推移



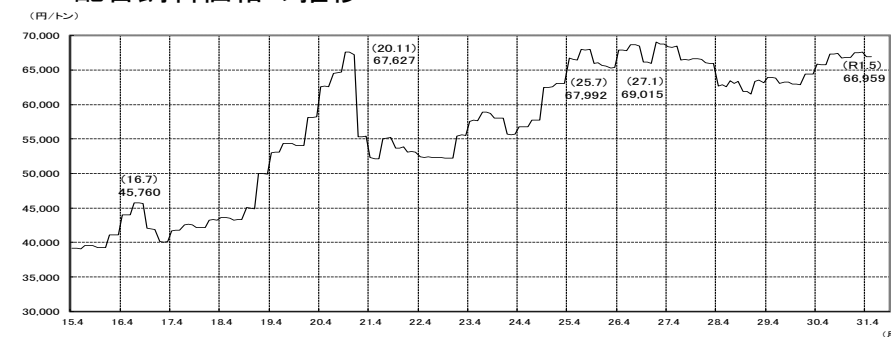
(3) 子実用とうもろこし及びイアコーンサイレージ作付面積



2 エコフィードの利用状況



3 配合飼料価格の推移



4 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な配合飼料の供給に向けた取組

- (1) 事業再編事例
 - ・ フィード・ワン(株)
工場が老朽化した子会社から自社新工場へ製造移管
 - ・ ホクレンくみあい飼料(株)・雪印種苗(株)
合併会社を設立し、飼料製造を移管
- (2) 銘柄集約の取組事例
 - ・ JA全農は小ロットの約500銘柄をH31年1~3月期に307銘柄に削減。

現行酪肉近策定後の情勢の変化(需給動向(生乳需給))

- ☑ 近年は、生乳需要が堅調に推移する中、乳用牛の飼養頭数の減少に伴い、生乳生産量は減少傾向で推移してきたが、平成30年には乳用牛の飼養頭数が増加に転じ、今後の生乳生産量の回復が見込まれるところ。
- ☑ 農業競争力強化プログラムを踏まえ、酪農家の出荷先の選択肢を拡大し、付加価値を高めた牛乳乳製品の開発製造、販売などの酪農家の創意工夫を生かせる環境を整備。

1 需給動向

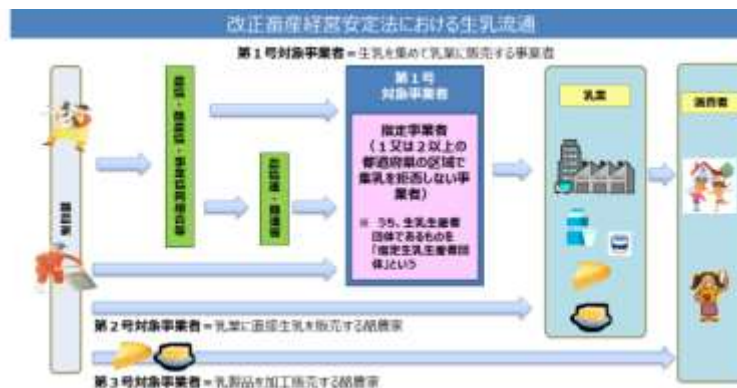
- 我が国の生乳需給は、天候の変動(冷夏や猛暑)や国際乳製品市況の変動等の影響を受けやすい。近年は、国内生乳生産量の減少により、需要に対して供給が不足。
- 生乳生産量について、全体としては減少傾向で推移。地域別に見ると、北海道は増加傾向にある一方で、都府県の減少幅が大きいことから、結果として北海道から都府県へ生乳の移出量が増加する等、需給バランスが不均衡。
- 牛乳等向け処理量は、減少傾向で推移してきたものの、近年は健康志向の高まり等により堅調に推移。乳製品向け処理量については、生クリーム等の液状乳製品向けは堅調に推移しているものの、生乳生産量の減少に伴い、仕向け量は減少。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移 単位:万トン、%

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生産量	733 (▲1.6)	741 (+1.0)	734 (▲0.9)	729 (▲0.7)	728 (▲0.1)
北海道	382 (▲0.7)	391 (+2.4)	390 (▲0.2)	392 (+0.4)	397 (+1.2)
都府県	351 (▲2.5)	350 (▲0.4)	344 (▲1.7)	337 (▲2.0)	332 (▲1.6)
牛乳等向け処理量	391 (▲1.4)	395 (+1.1)	399 (+0.9)	398 (▲0.1)	401 (+0.6)
乳製品向け処理量	336 (▲1.9)	340 (+1.1)	330 (▲2.8)	326 (▲1.3)	323 (▲0.8)
うち脱脂粉乳・バター等向け	154 (▲4.1)	164 (+6.4)	155 (▲5.4)	150 (▲3.1)	148 (-)
うちチーズ向け	46 (▲3.3)	43 (▲7.1)	42 (▲1.1)	42 (▲2.3)	40 (-)
うち生クリーム等向け	131 (+0.7)	127 (▲2.5)	126 (▲0.7)	125 (▲0.9)	127 (-)

2 生乳流通改革

- 日本の農業の強化を目的として、2016年11月、政府により生乳流通改革の方針を含む「農業競争力強化プログラム」が決定。
- これを受け、2018年4月より以下の見直し内容を含む改正畜産経営安定法が施行。
 - 暫定措置法制定当時の状況から大きく変化したことから、生産者補給金制度を恒久的な制度として新たに位置づけ。
 - 酪農家が創意工夫を生かせる環境を整備するため、指定団体を經由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金を交付。
 - 条件不利地域における集送乳が今後も安定的かつ確実に行われるよう、地域内からあまねく集送乳を行う事業者を指定し、集送乳調整金を交付。



現行酪肉近策定後の情勢の変化(需給動向(牛肉需給))

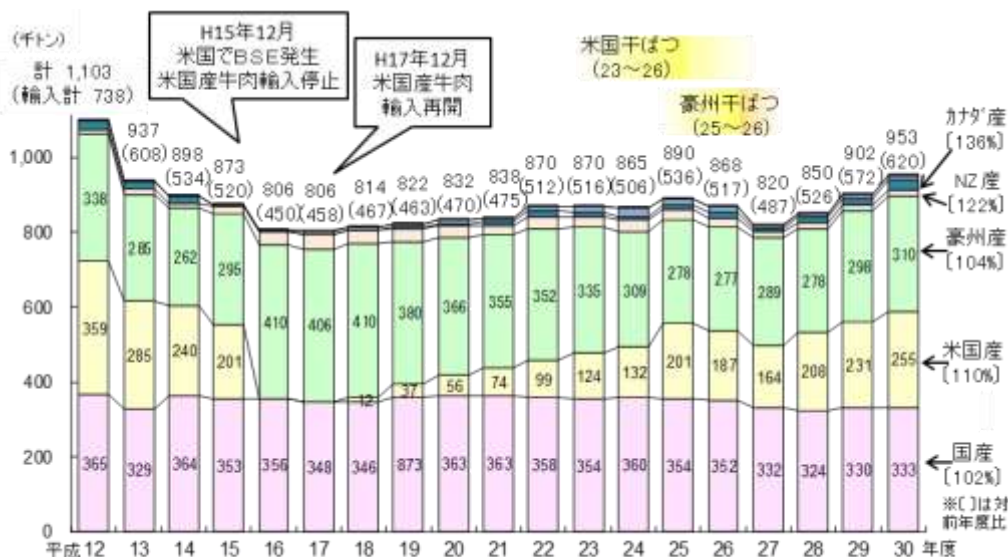
- ☑ 好景気や肉ブームを背景に、焼肉や牛丼等の外食を中心に牛肉の消費量が拡大。一人あたり消費量は増加傾向。
- ☑ 和牛肉・交雑牛肉の生産量は増加するも、需要の拡大がこれを上回り、国産供給量は不足。輸入により不足分を賅っている状況。
- ☑ 食肉処理施設における処理能力は着実に増加する一方、稼働率は60%前半で停滞。施設の老朽化や労働力不足が課題。

1 需給動向

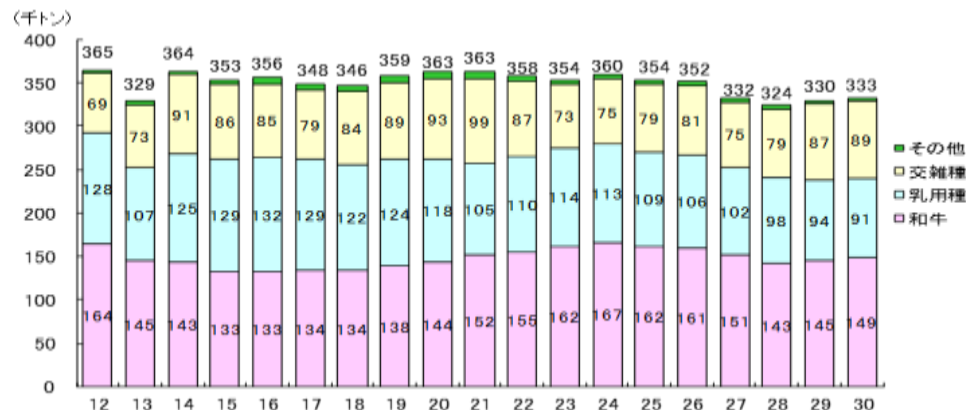
○ 一人当たりの消費量(kg/人・年)

H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30
7.3	6.3	5.7	6.0	5.9	5.8	6.0	6.3	6.5

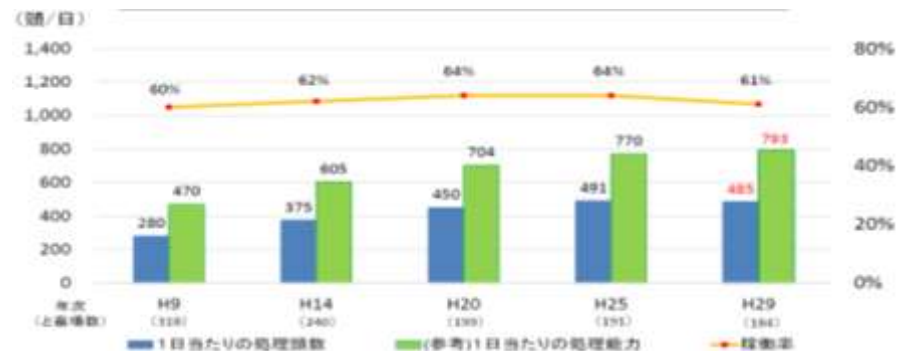
○ 牛肉の需給状況



○ 品種別牛肉生産量の推移



○ 食肉処理施設の稼働率及び処理頭数の推移

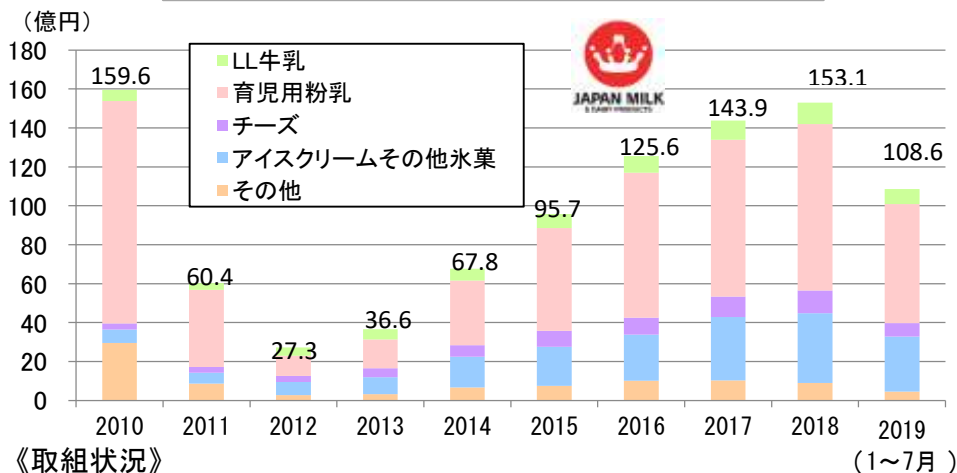


現行酪肉近策定後の情勢の変化(需給動向(輸出促進))

- ☑ 牛乳・乳製品は、育児用粉乳を中心にアジアへの輸出が伸び、2017年に2019年の目標140億円を達成。
- ☑ 牛肉は、2018年までに247億円に達し、2019年も金額、数量ともに前年を上回る状況。
- ☑ 輸出拡大のための閣僚会合で取りまとめられた工程表に沿って対米・EU向け食肉処理施設の認定が増加。
- ☑ 農場におけるGAP、HACCPの認定取得数も着実に増加。

1 牛乳・乳製品輸出の動向

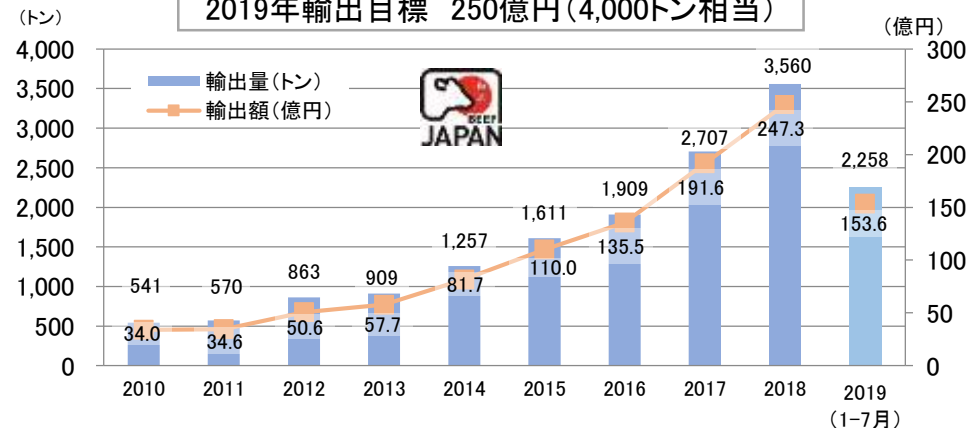
2019年輸出目標 140億円 (2017年に達成)



- 2018年度までに全ての輸出重点国・地域において市場調査を実施【実績:2018年度までに全ての輸出重点国・地域(ベトナム、マレーシア、シンガポール、台湾、香港、中国(上海))での市場調査を実施。】
- 日本及び輸出先国・地域において牛乳乳製品統一マークの商標登録を目指す【実績:日本、台湾、香港において、商標登録が完了(シンガポールに対しては2018年に出願は完了しており、現在登録承認待ち)。】

2 牛肉輸出の動向

2019年輸出目標 250億円(4,000トン相当)



- 2020年度までに輸出戦略上の全ての重点国・地域で和牛統一マークの商標登録を目指す【実績:登録37カ国、出願8カ国】
- 格付け情報、生産履歴情報の提供(2017年度以降、7か国語で提供)【実績:和牛の品質情報を確認できるQRコードが利用可能に】
- 効率的な流通対策の確立(2020年までに米国・EUへの輸出に対応可能な施設の処理能力を3割以上拡大)【実績:対米10施設→13施設、対EU4施設→7施設】

HACCP・GAPの動向



生産段階の取組	農場HACCP	畜産GAP
基準公表	H21	H29
認証開始	H23	H29
認証状況	297農場(R1.7末)	113経営体(R1.8末)



食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の義務化
H30年6月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、原則、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務化(令和2年6月施行)

- 国産畜産物の安全性や付加価値の向上のため、生産段階の取組や認証拡大を目指す

現行酪肉近策定後の情勢の変化(TPP11、日EU・EPA協定)

TPP11、日EU・EPAの影響と対応方向

《牛肉》

- 影響試算において、長期的には、輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国産牛肉全体の価格下落を懸念。
- このため、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で体質強化対策及び経営安定対策を実施。

(発効後の状況)

- TPP11発効後(本年1月～7月)のTPP11発効国からの累計牛肉輸入量は、21万3千tで対前年同期比103%となっており、これは近年のTPP11発効国からの牛肉輸入量の対前年増加率※を下回る水準。
※ 2016年度：98%、2017年度：107%、2018年度：107% (過去3年平均104%)
- また、本年1月から7月までの国産牛枝肉卸売価格は堅調に推移。

《牛乳乳製品》

- 影響試算において、長期的には、競合する国産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じ、加工原料乳価が下落する可能性も懸念。
- このため、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で体質強化対策及び経営安定対策を実施。
- 加えて、国産チーズ等の競争力強化を推進。

(発効後の状況)

- TPP11発効後(本年1月～7月)のTPP11発効国からのチーズの輸入量は対前年同期比102%、日EU・EPA発効後(本年2月～7月)のEU産チーズの輸入量は対前年同期比118%となっている。
- 短期間の輸入量のみで影響を判断できないが、国内生産は横ばいで推移している中、チーズの国内消費量は年々増加(H25 296千t→H30 353千t)しており、海外からの輸入量が増加(H25 230千t→H30 289千t)したものと考えられる。

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく畜産対策

体質強化対策

- 畜産クラスター事業の拡充・・・施設整備や省力化機械の導入を支援し、規模拡大や生産性向上を推進。
加えて、中山間地域優先枠や環境優先枠を設定し、中小経営や畜産環境対策を支援
- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進・・・収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進
- 和牛の生産拡大、生乳供給力等の向上・・・性判別精液・和牛受精卵の活用等を支援
- 畜産物のブランド化等の高付加価値化・・・旨み成分の評価指標化等次世代の技術体系を生み出す研究開発
- 自給飼料の一層の生産拡大・高品質化・・・難防除雑草の駆除、高品質なTMRの安定供給、公共牧場の機能強化を支援
- 畜産農家の既往負債の軽減対策・・・意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既存負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括返還資金を融通
計画的な増頭に必要な家畜の購入・資金を借入れる際の保証料の免除
- 食肉処理施設・乳業工場の再編整備、機能強化・・・輸出や再編合理化のための施設整備支援により、流通の合理化を促進
- 国産チーズの競争力強化対策・・・原料乳の高品質化・コスト低減、製造に係る生産性向上や、品質向上・ブランド化の取組等を支援し、国産チーズの競争力の強化を推進

経営安定対策

- 牛マルキン
TPP11協定の発効日から、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)
- 肉用子牛生産者補給金
TPP11協定の発効日から、保証基準価格を経営の実情に即したものに引き直し、肉用牛繁殖経営支援事業と一本化
- 加工原料乳生産者補給金
液状乳製品を補給金の対象に追加し、その単価を一本化